

お知らせ

外出が困難な人に 住民票等を宅配します

一人で外出することが困難な場合、住民票などが必要になっても、誰かに頼まなければならなかったり、郵送で請求しなければならなかったりして、すぐに交付を受けることができません。そこで市では、次の人を対象に、住民票などの必要な証明書類を市職員が直接自宅に届ける「宅配サービス」を実施しています。住民票などが急に必要になった時には、電話またはファックスでお知らせください。

【対象】すべてに該当する人が対象

肢体不自由・視覚不自由で、1級か2級の身体障害者手帳を持っている人、または、要介護・要支援認定を受けている人

一人で外出することが困難な一人暮らしの人（世帯員すべてが満65歳以上の高齢世帯の人を含みます。）

【宅配できる証明書類等】

交付：戸籍謄本、戸籍抄本、住民票の写し、住民票記載事項証明書
交付・再交付：国民健康保険被保険者証、老人保健法医療受給者証、高齢受給者証、福祉医療費受給券
宅配は無料です。ただし、発行にかかる規定の手数料は必要です。

【受付時間】

開庁日の午前8時30分から午後4時30分まで



【宅配時間】

依頼日の午前9時から午後5時15分まで



交付書類は、市職員（市民課と各支所市民生活課）が依頼者のお宅に伺い、本人確認を行った後、本人に直接お渡しします。

お知らせ

市下水道排水設備工事 施工指定業者の申請を受付けます

市下水道排水設備など工事施工指定業者の申請を受付けます。

【必要書類】申請書と添付書類

- 《添付書類》
- ・成年被後見人、破産者、被保佐人でないことを証明する書類（身分証明書）
- ・住民票記載事項証明書または外国人登録済証明書
- ・申請者または代表者の経歴書
- ・商業登記事項証明書と定款の写し（法人の場合）

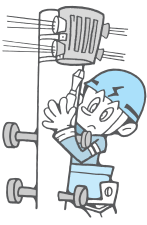
- ・営業所の付近見取り図、平面図、写真（写真は全景と事務所内の2枚）
- ・責任技術者名簿（様式第2号）
- ・工事の施工に必要な設備や器材を有することを証する書類

【手数料】1万円

【受付期間】8月28日（月）から9月8日（金）まで

【受付場所】市上下水道課

お申し込み・お問い合わせは、市上下水道課 ☎651600へ。



8月は 電気使用安全月間です

8月には電気事故が多く発生しています。このため、関西電気保安協会滋賀支部では、3つの全国統一テーマのもと今年も電気使用安全月間運動を実施しています。

【平成18年度重点活動テーマ】

- あなたのお家はだいいじょうぶ？
- 日頃から電気安全を心がけましょう
- 自家用施設の電気事故は
- 日頃のチェックで防ぎましょう
- 自然災害にそなえよう
- 電気の安全に努めましょう



コードや配線器具には電気を通して良い限度があります。テーブルタップなどを使ってたこ足配線すると、無理な電流が流れて大変危険です。コンセント回路をふやして安全に使いましょ。

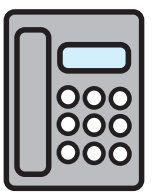
【申請依頼方法】
申請は本人申請が原則ですが、病気などで本人申請が難しい場合には、本人が指定する代理の方でも申請できます。
申請依頼の電話番号・ファックス番号は次のとおりです。

ファックスでの



申請依頼先番号
長浜 65-2566
浅井 74-3215
びわ 72-2211

電話での



申請依頼先番号
長浜 65-6511
浅井 74-4353
びわ 72-5253

住民票等が平日の夜間や休日にも受けられるように「自動交付機」を設置しています

住民票や印鑑登録証明書といった証明書類を自動交付する端末を本庁の玄関ホールに設置していますので、「ご利用ください。」この自動交付機は、平成15年8月から発行を始めた「住民基本台帳カード」を利用するもので、申請書を記入することなく、平日の業務時間内はもちろん、時間外や休日にも、短時間に証明書類の交付を受けることができます。

【交付書類】住民票の写し

住民票記載事項証明書
印鑑登録証明書

【交付時間】

- 平日 午前8時30分から午後7時まで
- 休日 午前8時30分から午後5時15分まで
（年末年始を除く）

いずれもお問い合わせは、市民課 ☎65111へ。

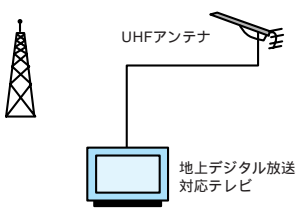
平成23年までに地上デジタル放送への対応を

地上デジタルテレビ放送は、平成15年12月1日から、一部の地域で開始され、平成18年末までには、すべての都道府県の県庁所在地で開始されることとなっています。

また、現在のアナログテレビ放送は、5年後の平成23年7月24日までに終了し、地上デジタルテレビ放送に完全移行されることから、それ以降はアナログ対応のテレビのままでは、見られなくなり、早めの対応をお願いします。

今見ているテレビで見える場合

UHFアンテナと地上デジタルテレビ放送用チューナーを取り付ける必要があります。



地上デジタル放送対応テレビで見える場合
地上デジタル放送対応型のテレビを購入し、UHFアンテナに接続するだけです。

電波は暮らしの必需品

電波の適正利用の促進と電波の利用環境保護を図ることを目的として電波適正利用推進員制度を導入しました。電波適正利用推進員制度は、近畿総合通信局長が無線の知識を有する民間ボランティアに、「電波の適正利用に関する活動」を委嘱することにより、地域に密着した電波の公平かつ能率的な利用の確保を目的とした制度です。

お問い合わせは、近畿総合通信局 ☎06-6942-8516へ。